

(第1条関係)

合併後のまちづくりに関する情報発信業務委託仕様書

1 目的

平成の合併の最後の合併町である神辺町との合併から20年が経過したことを踏まえ、内海町、新市町、沼隈町、神辺町の4町における歴史・文化や産業について改めて振り返り、地域住民にこれまでの歩みを伝えていくことで、地域への愛着や誇りを育むきっかけとする。

また、合併4町と福山市の間で策定された合併建設計画に基づく各種事業の推進についても併せて情報発信する。

2 履行期間

契約の日から2027年（令和9年）3月31日まで

3 業務内容

(1) 巡回展企画運営業務

ア 前提条件

- ・開催時期は、2026年（令和8年）11月から2027年（令和9年）2月までと想定しているが、発注者と協議の上決定すること。
- ・開催場所は、次の場所での開催を想定している。巡回する順序と間隔については、発注者と協議の上決定すること。

- うつみ市民交流センター（福山市内海町88番地60）
- しんいち市民交流センター（福山市新市町大字新市1061番地1）
- ぬまくま市民交流センター（福山市沼隈町大字草深1889番地6）
- かなべ市民交流センター（福山市神辺町大字川北1151番地1）
- 本庁舎（福山市東桜町3番5号）

イ パネルの作成に関すること

- ・合併前後のまちづくりの取組等を紹介するパネル（20枚程度）を作成すること。パネルに表示する内容は、歴史・文化や産業など市民にとって分かりやすく興味を持てるものとする。ともに、合併建設計画の取組についても触れるものとする。
- ・パネルに表示する内容は、発注者が管理する写真データ等を活用すること。
- ・パネルサイズは、A1サイズを想定しているが発注者と協議した上で決めること。
- ・パネルの展示に必要なタイトルパネル、キャプションを制作し、設置すること。

ウ パンフレット（リーフレット）の作成（1,000部程度）及び配布に関すること

- ・合併前後のまちづくりの取組に関するパンフレット（リーフレット）を作成すること。
- 活用イメージ…巡回展（5か所）での設置、各地域振興課への設置など

エ 動画の制作

- ・パネル展やパンフレット（リーフレット）と連動した動画を作成すること。
- 活用イメージ…巡回展（5か所）での放映、本市HP等での周知など

オ その他

・業務が最終完了までに、製品不良、破損、変質、性能の低下、その他の事故を生じたときは、発注者の指定する期限までに取り替え、補修その他必要な措置を講じること（第三者行為に起因する場合を除く。）。

(2) その他受注者の提案による業務

合併前後のまちづくりの取組について、上記の取組以外の方法で市民に分かりやすく情報発信する事業を提案すること。

4 納品

(1) 納品場所

福山市役所本庁舎 5階企画政策課

(2) 納入物

ア 業務実施報告書

イ 巡回用パネル 1式

ウ パンフレット（リーフレット） 1,000部

エ 動画データ 1式

オ その他発注者が指示するもの

(3) 納品期限

2027年（令和9年）3月31日

※パネル、パンフレット及び動画の納品期限は、2026年（令和8年）10月31日

5 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務の成果物に関する著作権は、全て発注者に帰属する。また、発注者が版下データを使用し、印刷することができるものとする。

(2) 成果物は、全て発注者に帰属することとし、受注者は、発注者の承認を得ずに使用し、又は公表しないこととする。

(3) 本業務の成果物は、本業務の目的若しくは発注者の運営又は業務の必要により、内容を著しく損なわない範囲内でその一部を削除、編集又は表現方法等の変更を行うなど自由に編集・加工して使用、保存及び公表（公開、配布、放送等）を行うことができるものとする。ただし、受注者が発注者のために使用する受注者の著作物又は第三者から許諾を得て掲載・使用する著作物の著作権を除く。

(4) 本業務により得られる著作権及び著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこととする。また、受注者は本業務の成果物について、著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

(5) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

6 業務体制

- (1) 本業務を円滑に進めるため、受注者は本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。
- (2) 必ず責任者を置くこと。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議及び緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効率的な実施に努めること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、保険の加入等必要な手続を取ること。
- (3) 個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (5) 業務に関する問合せ等に対しては、発注者と連携し適切な対応をすること。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応するとともに、発注者に報告すること。
- (6) 業務の遂行に当たっては、発注者と緊密な連絡・調整を図るとともに、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (7) 本業務を実施する上で発注者又は受注者が仕様書の変更を要すると判断した場合は、双方協議の上、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。